

改正

平成 元年 一月規則第一号

平成 七年 三月規則第二二号

平成 九年一〇月規則第五〇号

平成一三年 八月規則第九〇号

平成一九年 三月規則第一〇号

平成二四年 三月三〇日規則第四一号

平成二七年 三月三十一日規則第二八号

江戸川区特別区道路占用規則

江戸川区特別区道路占用規則（昭和三十六年十二月江戸川区規則第七号）の全部を改正する。

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 占用許可の申請（第三条・第四条）

第三章 占用の許可（第五条 第十条）

第四章 占用者の義務（第十一条 第十六条）

第五章 占用の工事（第十七条・第十八条）

第六章 占用の廃止（第十九条）

第七章 雑則（第二十条 第二十二条）

付則

第一章 総則

（目的）

第一条 この規則は、道路法（昭和二十七年法律第百八十号。以下「法」という。）に基づく道路の占用（以下「占用」という。）に関し必要な事項を定め、安全で快適な安らぎのある街づくりの実現を図ることを目的とする。

一部改正〔平成七年規則二二号〕

（計画の調整）

第二条 区長は、前条の目的を達成するため、占用の許可に先立ち計画的に占用工事に係る調整を行うものとする。

追加〔平成七年規則二二号〕

第二章 占用許可の申請

(申請書の提出)

第三条 法第三十二条第一項の規定に基づき工作物、物件又は施設（以下「占用物件」という。）を設けるため、占用の許可を受けようとする者又は同条第三項の規定に基づく占用の変更の許可を受けようとする者は、道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）第四条の三に規定する別記様式第五による道路占用許可申請（協議）書を区長に提出しなければならない。

2 占用期間満了後引き続き占用しようとする者は、その期間満了の日の三十日前までに、前項の申請書を区長に提出しなければならない。

一部改正〔平成七年規則二二号〕

(添付書類)

第四条 前条の申請書には、次の各号に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。ただし、区長が認める場合は、その一部を省略することができる。

- 一 占用の場所及びその付近を表示した図面
- 二 占用する位置の図面並びに設置の形態に関する仕様書及び図面
- 三 占用物件の形状、寸法、材料、構造、意匠等に関する仕様書及び図面
- 四 占用に関する工事の実施の方法に関する仕様書、図面及び工程表
- 五 道路の復旧の方法に関する仕様書、図面及び工程表
- 六 占用物件の管理に関する概要書
- 七 既設の占用物件に添加する場合は、当該占用物件の管理者の承諾を証する書類
- 八 法及びこれに基づく命令以外の法令等により官公署の許認可又は確認を必要とする場合は、その許認可書若しくは確認書又はその写し
- 九 占用が当該地先又は隣接地先の土地、建物又は既設の占用物件に影響を与えると認められる場合は、当該土地、建物又は占用物件の所有者又は占有者の同意書
- 十 その他区長が必要と認める書類及び図面

一部改正〔平成七年規則二二号〕

第三章 占用の許可

(占用の許可)

第五条 占用の許可は、別に定める道路占用許可基準により行うものとする。

一部改正〔平成七年規則二二号〕

(道路掘削の禁止)

第六条 区長は、新設又は改築後の道路において、道路の掘削を伴う占用の許可の申請があつた場合は、前条の規定にかかわらず、舗装の種別により一年から五年の間占用を許可しないものとする。ただし、次の各号に掲げる場合において、やむを得ないと認められるものに限り、必要な条件を付したうえ、許可するものとする。

- 一 災害の防止、事故の復旧等一般の危険を防止するために掘削する場合
- 二 沿道建築物に対する引込管線路のために掘削する場合
- 三 その他公共事業のために掘削する場合
一部改正〔平成七年規則二二号・二四年四一号〕

(申請の競合した場合の取扱い)

第七条 区長は、同一の場所において、二人以上の者から占用許可の申請があつた場合は、先願後願にかかわらず、占用の目的、占用者の適格性、占用物件の公益性及び道路管理上の支障の有無等を総合的に判断してその許可又は不許可を決定する。

一部改正〔平成七年規則二二号〕

(占用の期間)

第八条 占用の期間は、次に掲げるところによる。

- 一 法第三十五条の規定に基づき協議により行う占用に係る物件については十年以内
- 二 法第三十二条第一項第一号、第二号及び第四号並びに道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号。以下「令」という。）第七条第一号及び第二号に規定する占用物件で構造的に堅固で、かつ、耐久力を有するもの並びに法第三十二条第一項第三号及び第五号並びに令第七条第三号、第九号、第十号及び第十二号に規定する占用物件（前号及び令第九条により占用の期間が十年以内とされている占用物件を除く。）については五年以内
- 三 前二号に掲げるもの以外の占用物件については一年以内

一部改正〔平成七年規則二二号・九年五〇号・一九年一〇号・二四年四一号・二七年二八号〕

(許可書の交付等)

第九条 区長は、占用を許可するときは、占用の申請者に許可書を交付する。

- 2 区長は、占用の申請が法令及び規則等に適合しない等の理由により許可しないと決定したときは、その旨を申請者に通知する。

全部改正〔平成七年規則二二号〕

(占用の変更の許可)

第十条 第三条の規定に基づく占用の変更の許可については、第五条から前条までの規定を準用する。

一部改正〔平成七年規則二二号〕

第四章 占用者の義務

（占用物件の適正管理）

第十一条 占用の許可を受けた者（以下「占有者」という。）は、占有物件を許可の内容及び条件等に従つて適正に管理し、破損、汚損等によつて道路管理上支障を来さないよう十分な措置を講ずるとともに、占有に起因して道路管理者又は第三者に損害を与えたときは、占有者の責任において措置しなければならない。

一部改正〔平成七年規則二二号・二四年四一号〕

（権利の譲渡及び承継）

第十二条 占有者は、その権利を他人に譲渡することはできない。ただし、譲受人と連署のうえ申請して、区長の許可を受けた場合は、この限りでない。

2 前項の譲受人は、占用の許可に基づく一切の権利義務を承継したものとみなす。

3 相続又は法人の合併若しくは分割によつて、占有者の権利を承継した者は、遅滞なくその旨を区長に届け出なければならない。この場合は、前項の規定を準用する。

一部改正〔平成七年規則二二号・一三年九〇号〕

（目的外使用又は他人に使用させることの制限）

第十三条 占有者は、その占有区域若しくは占有物件を許可を受けた目的以外に使用し、又は他人に使用させることはできない。

一部改正〔平成七年規則二二号〕

（工事期間の遵守）

第十四条 占有者は、占用許可の日から速やかに工事に着手し、許可を受けた工事期間内にしゅん功しなければならない。

全部改正〔平成七年規則二二号〕

（届出事項）

第十五条 占有者は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なくその旨を区長に届け出なければならない。

一 占有者がその氏名を変更し、又は住所を移転したとき。

二 占有者である法人が解散したとき。

三 占用を廃止しようとするとき（第十九条の規定による申請書を提出する場合を除く。）。

一部改正〔平成七年規則二二号〕

（占用許可期間等の表示）

第十六条 占用者は、占用許可の期間中、許可年月日、許可番号、許可期間並びに占用者の住所及び氏名を表示した標札を区長の指示する場所に提出しなければならない。ただし、提出することが困難な場合又はその他の事由により区長が提出する必要がないと認める場合は、この限りでない。

一部改正〔平成七年規則二二号〕

第五章 占用の工事

（占用工事の施行）

第十七条 占用者が占有に関する工事を施行するときは、別に定める道路占用工事要綱によらなければならない。

一部改正〔平成七年規則二二号〕

（道路の復旧工事に伴う費用）

第十八条 道路の占有に伴う道路の掘削跡の舗装体の復旧工事を区長が行う場合は、占用者は、別に定める道路掘削復旧費徴収単価表により算出した金額を納付しなければならない。

2 舗装体の復旧工事を占用者が行う場合は、別に定める道路掘削復旧工事監督事務費徴収単価表により算出した金額を納付しなければならない。

3 前二項の費用は、区長が必要があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

全部改正〔平成七年規則二二号〕、一部改正〔平成二四年規則四一号〕

第六章 占用の廃止

（占用物件の除却）

第十九条 占用者は、法第四十条の規定に基づき、占用物件を除却し、道路を原状に回復しようとするときは、あらかじめ第三条の規定による申請書を区長に提出して、その許可を受けなければならない。ただし、区長が、占用物件の除却工事が、道路の構造に影響を与えないと認める場合は、この限りでない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- 一 除却工事の場所及びその付近を表示した図面
- 二 除却工事の実施の方法に関する仕様書及び工程表

三 道路の復旧の方法に関する仕様書、図面及び工程表

四 その他区長が必要と認める書類及び図面

一部改正〔平成七年規則二二号〕

第七章 雑則

(国等の行う占用への準用)

第二十条 この規則は、法第三十五条の規定に基づく国等の行う事業のための占用についても準用する。

一部改正〔平成七年規則二二号〕

(保証人)

第二十一条 区長は、占用の許可をするに当たり、必要があると認める場合は、占用者に対して、占有者と連帯して責任を負う保証人を立てさせることができる。

2 前項の保証人については、第十五条第一号及び第二号の規定を準用する。

一部改正〔平成七年規則二二号・二四年四一号〕

(道路占用台帳)

第二十二条 区長は、第五条(第二十条の規定により準用される場合を含む。)の規定による許可をしたときは、道路占用台帳により、これを記録しておくものとする。ただし、道路占用台帳により記録することが困難である場合は、他の方法によることができる。

2 前項の道路占用台帳は、当該占用期間が満了したとき又は占用を廃止したときから十年間これを保管するものとする。

一部改正〔平成七年規則二二号〕

付 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則施行の際、現にこの規則による改正前の江戸川区特別区道路占用規則の規定に基づき、占用の許可を受けている者に係る占用については、当分の間、なお従前の例によるものとする。

付 則(中間省略)

付 則(平成一九年三月二〇日規則第一〇号)

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

付 則(平成二四年三月三〇日規則第四一号)

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

付 則（平成二十七年三月三十一日規則第二八号）

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

様式（省略）